

第9回中国四国地方年金記録訂正審議会総会

日時：令和7年4月16日（水）14：00～14：34

会場：中国四国厚生局鉄砲町庁舎 会議室

四国厚生支局 会議室

○堀部（中国四国厚生局年金審査課長）

ただいまから、第9回中国四国地方年金記録訂正審議会総会を開催いたします。

委員の皆さまにおかれましては、ご多用のところ、ご参集いただきまして誠にありがとうございます。私は、この4月に新任となりました中国四国厚生局年金審査課長の堀部でございます。よろしくお願いいたします。

初めに事務局から連絡事項がございます。御覧の通り、本日の総会は、広島会場と高松会場の2会場をWEB でつないで実施をしてございます。各会場の真ん中に集音マイク等の機器が置いてございます。こちらで音声等を拾って実施しておりますので、通常通りお話いただいて結構かと思えます。

なお、この後の進行は、すべて着席のままとさせていただきますので、各委員の皆さまご発言のある方におかれましても、着座にて結構でございますので、よろしくお願いいたしますと思います。

また、本会議の議事録を作成するにあたりまして、録音をさせていただきますので、予めご了承のほどよろしくお願いいたします。

続きまして、お手元の配付資料について確認をさせていただきます。お手元の資料をご覧いただきたいと思えます。まず1枚目としまして「議事次第」、次に「委員名簿」、そして「座席表」となっております。そしてその後ろに資料が3つございます。右上に記載があります、資料1、資料2そして資料3でございます。漏れがありましたら、担当者までお申し付けいただければと思えます。

なお、これらの資料につきましては、会議終了後に机上にお残しをいただきましたら、事務局のほうで整理をさせていただきますので、よろしくお願いいたしますと思えます。

それでは、出席の委員をご紹介させていただきます。お配りしました座席表の右側から時計回りにご紹介をさせていただきます。

まず、広島会場でございます。横山委員です。

○横山委員

横山です。よろしくお願いいたします。

○堀部（中国四国厚生局年金審査課長）

中嶋委員です。

○中嶋委員

中嶋です。よろしくお願いいたします。

○堀部（中国四国厚生局年金審査課長）

久行委員です。

○久行委員

久行です。よろしくお願いいたします。

○堀部（中国四国厚生局年金審査課長）

石田委員です。

○石田委員

石田です。よろしくお願いいたします。

○堀部（中国四国厚生局年金審査課長）

木下委員です。

○木下委員

木下です。よろしくお願いいたします。

○堀部（中国四国厚生局年金審査課長）

広島会場は以上5名でございます。

続きまして、高松会場です。同じく、時計回りに、十鳥委員です。

○十鳥委員

十鳥です。よろしくお願いいたします。

○堀部（中国四国厚生局年金審査課長）

尾上委員です。

○尾上委員

尾上でございます。よろしくお願いいたします。

○堀部（中国四国厚生局年金審査課長）

小早川委員です。

○小早川委員

小早川です。よろしくお願いいたします。

○堀部（中国四国厚生局年金審査課長）

植田委員です。

○植田委員

植田です。よろしくお願いいたします。

○堀部（中国四国厚生局年金審査課長）

米田委員です。

○米田委員

米田です。よろしく申し上げます。

○堀部（中国四国厚生局年金審査課長）

高松会場も以上5名でございます。

なお、本日ご出席委員のうち、広島会場の横山委員、高松会場の尾上委員におかれましては、4月10日付けの新任でございます。

また、久行委員、米田委員以外の6名の委員の皆さまにおかれましても同日付けで再任となっております。委員の皆さま、どうぞよろしくお願いをいたします。

それでは、開催に当たりまして、中国四国厚生局長の依田よりごあいさつを申し上げます。

○依田（中国四国厚生局長）

中国四国厚生局長の依田でございます。着座にて失礼いたします。第9回中国四国地方年金記録訂正審議会総会の開催にあたりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

まず本日は、お忙しい中、ご出席をいただきましてありがとうございます。また、平素より委員の皆さまには、年金記録訂正審議会の運営、そして年金事業の適正な実施に、格段のご理解とご協力をいただいておりますことに、改めて厚く御礼を申し上げます。

さて、わが国の年金制度は、ご案内のとおり、保険料の納付に基づいて給付を行う、社会保険方式を基本として運営をしております。この年金制度の給付と負担の根幹に関わるのが、年金の記録でございます。

本審議会におきましては、平成27年度から総務省の第三者委員会を引き継ぎ、年金記録の訂正請求が行われた場合に、国民の立場に立って、公平・公正な審議を行っていただいております。

厚生局としても、年金記録の訂正請求について、請求者の立場に立って、関連資料や周辺事情の収集、調査をしっかりと行い、審議会の有識者の皆さまの審議の決定に基づき、訂正・不訂正等の決定を行っております。

委員の皆さまには、本年度も本審議会の運営に関しましてご協力をお願い申し上げ、簡単ではございますけれども、総会の開催に当たっての私のあいさつとさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

○堀部（中国四国厚生局年金審査課長）

続きまして、当審議会の事務局側の出席者の紹介をいたします。

まず広島会場でございます。中国四国厚生局鹿間年金管理官です。

○鹿間（中国四国厚生局年金管理官）

鹿間でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○堀部（中国四国厚生局年金審査課長）
続きまして、高松会場でございます。四国厚生支局榎本支局長です。

○榎本（四国厚生支局長）
榎本でございます。よろしくお願いいたします。

○堀部（中国四国厚生局年金審査課長）
同じく、大津年金管理官です。

○大津（四国厚生支局年金管理官）
大津です。よろしくお願いいたします。

○堀部（中国四国厚生局年金審査課長）
同じく、吉田年金審査課長です。

○吉田（四国厚生支局年金審査課長）
吉田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○堀部（中国四国厚生局年金審査課長）
それでは、この後の進行につきましては、会長にお願いをしたいと存じます。久行会長どうぞよろしく
お願いをいたします。

○久行会長
久行です。委員の皆さま、ご多忙の折、ご参集いただきまして、ありがとうございます。着席のまま進
めさせていただきます。
はじめに、本日の出欠状況と会議の成立について、事務局から報告をお願いいたします。

○堀部（中国四国厚生局年金審査課長）
広島会場年金審査課の堀部でございます。私の方から、ご報告を申し上げます。
当審議会の委員数は、ご覧の通り、広島会場、高松会場5名ずつの計10名でございます。本日、10名全
員のご出席を頂戴しております。地方年金記録訂正審議会規則第七条第1項に基づきまして、本日の会議
が有効に成立していることをここにご報告いたします。以上でございます。

○久行会長
ありがとうございました。それでは、本日の会議について、「公開又は非公開」の判断をしたいと思いま
す。審議会運営規則第十条によりますと、「会議は、非公開とし、会長が必要と認めるときは、公開するこ
とができる。」旨を定められております。本日の会議につきましては、公開しても、当審議会の運営に支障
をきたすような内容は含まれていないと判断しますので、今回は「公開」といたします。事務局は、運営
規則第十三条第3項の規定に基づく議事録を作成し、公開してください。

次に、「議事録署名人」を指名させていただきます。運営規則第十三条第4項により、議事録署名人は会長のほか2名の委員を指名することとされていますので、広島会場の中嶋委員と高松会場の米田委員の2名を指名させていただきます。よろしくお願いいたします。

【議題1】

「副会長、会長代行、部会に属すべき委員及び部会長の指名について」

○久行会長

次に、当審議会の「会長代行、副会長、部会に属すべき委員及び部会長」を指名させていただきます。事務局の方で取扱いについて説明をお願いいたします。

○堀部（中国四国厚生局年金審査課長）

広島会場の堀部でございます。続けてご説明をさせていただきます。

まず、右上に「資料1」と打ってある資料をご覧くださいと思います。資料1「地方年金記録訂正審議会規則」でございます。こちらの下の方、第五条第3項の規定に基づきまして、会長に事故ある時の会長代行を会長にご指名をいただくこととなります。

また、その下、第六条第2項及び第3項の規定によりまして、「部会に属すべき委員」及び「部会長」を同じく会長にご指名いただくこととなります。

それから資料2をご覧くださいと思います。資料2「中国四国地方年金記録訂正審議会運営規則」、当審議会の運営規則でございます。こちらの第三条に、会長に当審議会の副会長をご指名いただくことになってございます。以上によりまして、会長のご指名ということとなります。どうぞよろしくお願いいたします。

○久行会長

はい、ありがとうございます。それでは、「会長代行、副会長、部会に属すべき委員及び部会長」を指名させていただきますので、事務局は「部会別委員一覧表」を配付してください。

（「部会別委員一覧表」配付）

○久行会長

それでは、ただいま配付いただきました「部会別委員一覧表」をご覧ください。

会長代行は、小早川委員を指名させていただき、副会長兼務でお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

各部会の所属委員、部会長については、この一覧表のとおり指名させていただきます。皆さま、どうぞよろしくお願いいたします。

【議題 2】

「年金記録の訂正に関する事業状況について」

○久行会長

続きまして、「年金記録の訂正に関する事業状況について」、事務局から報告をお願いいたします。

○吉田（四国厚生支局年金審査課長）

四国厚生支局年金審査課の吉田でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

それでは、お手元の資料3「年金記録の訂正に関する事業状況」をご覧ください。この資料につきましては、厚生労働省年金局において、全国の厚生局、厚生支局の年金記録訂正に関する事業状況を全国版ベースにまとめたもので、昨年の12月に開催されました第12回社会保障審議会年金記録訂正分科会で報告がなされたものでございます。時間の関係もございまして、ポイントを絞って説明をさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

それでは1ページをご覧ください。①令和5年度の受付状況でございます。一つ目のマルでございますが、令和5年度の訂正請求の受付件数は5,454件となっております。前年度同期、令和4年度に比べると485件増加しております。二つ目のマルにございまして、受付件数の推移は、総務大臣あての確認申立てを行っていた期間を含め平成22年度以降、減少傾向を示している状況は変わりございませんが、平成28年度以降は、概ね5千件前後で推移していると、この傾向は今回も特に変わっていないということでございます。三つ目のマルでございますが、制度別にみると、厚生年金が占める割合が95.8%となっております。②令和6年度上期の受付状況でございますが、速報値で1,902件、前年度同期、令和5年度上期に比べると9件増加しております。

2ページをご覧ください。制度別の受付件数としまして、平成27年度から令和6年度上期までの一覧表でございます。下の段の令和4年度と令和5年度をご覧くださいと、厚生年金の個別請求は前年度より減少し、一括請求が3,477件から3,984件と約500件増加しております。国民年金はほぼ横ばいで、脱退手当金は減少しております。このことから、先ほど申し上げましたように令和4年度の4,969件が、令和5年度は5,454件になっているという状況でございます。令和5年度増加の主な要因は、事業主が取りまとめ出す、いわゆる厚生年金の一括請求でございます。

3ページをご覧ください。受付事案の処理状況の一覧表でございます。細かい数字が並んでおりますので、4ページ目以降のグラフで説明をさせていただきます。

4ページは、制度別の処理件数及び事案処理を行う機関別の処理件数でございます。

左側のグラフは、厚生年金の受付件数が多いので、厚生年金の処理件数が多いということでございます。右側のグラフは、日本年金機構の年金事務所段階で記録回復が可能なものと、地方厚生局に送られて審議会の総合判断にかけるものの割合でございます。一番右端にございまして令和5年度をご覧くださいと、日本年金機構での処理が全体の約8割、地方厚生局に送られて審議会の審議を経て処理しているものが約2割という構成になっております。

5ページをご覧ください。令和4年度と令和5年度を比較して、それぞれの事案の訂正・不訂正の状況でございますが、令和4年度、令和5年度とも傾向は変わっておりません。傾向的には、厚生年金は訂正決定が多く、国民年金、脱退手当金は逆に不訂正決定が多いということでございます。

6ページをご覧ください。処理件数のうち、どれだけ記録訂正につながっているかという割合でござい

ます。日本年金機構の年金事務所段階で訂正されているものの数が増えていること、また賞与事案がかなりの割合を占めている影響もありまして、令和5年度も令和4年度同様に90%台の記録訂正率になっております。

7ページをご覧ください。年度末現在の処理中事案の状況でございます。令和5年度末現在の処理中事案、まだ処理が終わっていない事案の状況でございますが、表の上から4段目をご覧くださいますと、年度末の処理中事案の件数が令和4年度末の1,823件より、2,057件ということで、若干増えております。これは、後ろ35ページの月別の受付・処理状況にございますが、令和6年3月の受付件数が1,370件ございまして、どうしても、3月に1,000件を超える受付がありますと、なかなか1か月では処理が終わりませんので、令和5年度末は、令和4年度末より件数が増えたような状況になっております。

8ページをご覧ください。処理期間、事案の処理について平均的にどのくらいの時間を必要としているかということでございます。(1) 厚生局処理事案については、標準処理期間が143日ではありますが、中にはどうしても内容が複雑で時間の掛かる事案もございますので、そうした影響もあって全制度平均では244.6日となっております。(2) 機構処理事案に係る処理期間については、証拠資料があります日本年金機構で記録回復されたものになりますが、こちらは全制度平均して85.3日で処理が終わっております。

9ページをご覧ください。請求者の状況でございます。訂正請求は、被保険者本人だけではなく、遺族年金、未支給年金など、一定の給付を受けられるご遺族の方も訂正請求が可能となっております。左側の円グラフをご覧くださいますと、被保険者本人の請求が圧倒的に多い状況でございます。

10ページは年齢階層別の状況でございます。右下の円グラフをご覧くださいますと、最近の傾向でございますが、50代、60代などの年金の受給開始年齢がだんだん近づいてくる現役世代からの請求が増えてきているといった状況でございます。

11ページをご覧ください。被保険者等が74.1%、裁定済み者、年金受給者が24.4%ということで、やはりこれも現役世代の比率が高まっているところでございます。

12ページをご覧ください。請求者の住所地別の件数でございます。大都市を抱えます都道府県が多くなっております。表中に数字はございませんが、中国5県での全体に占める割合では3.9%、四国4県では1.8%という数字になります。

13ページをご覧ください。数字の性質がここからは変わりますので補足をさせていただきます。

12ページまでが、請求者が1回に出される事案を1件と数えておりましたが、13ページ以降は、1件の事案の中に、例えまして賞与などで7月と12月など、御一方で請求期間を複数請求される方もおられます。また賞与についての請求と被保険者期間の請求といった異なる請求をされる方もいらっしゃいますので、事案の分析を行うということになりますと、地方厚生局の審議会が審議する1件ごとの単位である請求期間で見ていく必要がございます。

従いまして、令和5年度の請求件数は2,106件と書いてございますけれども、これは一つの事案の中に含まれている請求期間をばらしたものになります。3ページにありました地方厚生局処理事案の令和5年度946件をばらした請求期間が、この2,106件ということになりまして、平均いたしますと、事案1件に対しましては請求期間が2件以上含まれているものが多いということになります。

また、請求期間の事案類型をご覧くださいますと、令和5年度は厚生年金で①の標準賞与額に係る訂正請求が70.4%でございまして、近年多くなっているのが特徴でございます。

14ページは、事案類型の内容と13ページの数値をグラフ化したものでございます。

15ページをご覧ください。請求期間時期別の状況でございます。平成15年4月以降が多くなっております。

すのは、賞与から厚生年金保険料を徴収するようになりました平成15年4月の総報酬制度の導入が影響していると考えられております。

16ページは、15ページの数値をグラフ化したものでございます。

17ページをご覧ください。請求期間の月数別となります。これも1か月が圧倒的に多いのですけれども、賞与については1か月でカウントいたしますので賞与事案の多さを示しているところでございます。

18ページは17ページの数値をグラフ化で表したものでございます。

19ページをご覧ください。請求期間がどのくらいの月数を含んでいるのかを示しています。例えば、賞与の申立てであれば、令和6年の7月というように1か月になりますが、標準報酬の申立てですと、令和6年4月から令和6年9月までというように一定の幅がございます。厚生年金の③標準報酬月額に係る訂正請求の請求期間は、訂正決定のもの、不訂正決定のものでも、どちらも平均月数が25か月、26か月くらいとなっているのは、これまでの傾向と同様の傾向を示しております。

20ページをご覧ください。厚生年金の訂正決定事案に関する適用法でございますが、厚生年金特例法が適用された事案、つまり事業主が届出をしていないけれども、保険料を控除しているといった事案ですが、この事案が圧倒的に多いということで、その中でも、賞与が非常に多いという、これまでと同じ傾向を示しております。

21ページをご覧ください。日本年金機構段階で記録訂正されたものです。日本年金機構でも処理できるものは、資料がそろっているもの、直接的な資料があるもの、または証拠があるものを記録訂正するのが日本年金機構の役割となっております。最近の傾向と同様に⑥賞与に係る事案が全体の96.7%で、賞与による訂正が圧倒的に多いということになっております。

一つ飛びまして23ページをご覧ください。地方厚生局で事案を処理するにあたりまして、地方年金記録訂正審議会の状況でございます。中国四国厚生局の令和5年度の部会開催数が17回、四国厚生支局は9回と、精力的にご審議をいただいている状況でございます。ちなみに令和6年度におきましては、中国四国厚生局で12回、四国厚生支局では11回でございました。

一つ飛びまして25ページをご覧ください。厚生労働省年金局年金記録審査室が行っております、地方厚生局の処分に不服がある方が申立てをいたしました審査請求の件数でございます。下の段の令和3年度の審査請求は60件でございましたけれども、令和4年度は47件、令和5年度は45件と減少しております。

また、26ページは、令和5年度に審査請求のあった45件を年齢階層別に表したものでございます。

審査請求の申立てにつきましては、これまで同様の傾向でございますが、裁定済み者、年金受給者の割合が多いということがございます。厚生年金が件数的には一番多いのですが、国民年金も一定の申立てがあるということで、厚生年金・国民年金の審査請求の申立てがあるという状況を、26・27ページに表しております。

最後28ページをご覧ください。訴訟の状況でございます。(1)①令和6年9月末での訴訟事件の件数が78件となっておりますが、(3)の判決・係争の状況をご覧くださいますと、⑤確定した判決件数が65件、⑥取下げ件数が7件、令和6年度上期末の時点において係争中のものは6件となっております。現時点におきまして、中国四国厚生局では1件が係争中、四国厚生支局では係争中の訴訟事案はございません。

なお、裁判におきましては、当審議会においてご議論いただく対象であります記録訂正に係る判断基準に影響を及ぼすような判決等はなく、司法の場でも、判断基準は一定の合理性があると評価をいただいております。

29ページから33ページまでにつきましては、事務実施体制としての事務執行体制、諮問機関の説明の資

料及び関係条文でございます。

34ページは年金記録の訂正手続についてのハードポンチ絵ということで流れ図になっております。

35ページ以降は令和5年度、令和6年度上期における月別の数字など細かな状況を掲載してございますので、これらの説明については割愛させていただきます。

以上で資料3の説明を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○久行会長

ありがとうございました。ただいまの報告について、ご質問などございましたら、お願いいたします。

広島会場の方は、質問はないということでよろしいでしょうか。

四国会場の方も、特に質問などはないということでよろしいですか。

ご質問などないようですので、本日の議事は以上となります。

最後に、四国厚生支局長よりあいさつがありますので、事務局にお返しいたします。本日はありがとうございました。

○堀部（中国四国厚生局年金審査課長）

ありがとうございます。それでは閉会にあたりまして、四国厚生支局長の榎本よりごあいさつを申し上げます。

○榎本（四国厚生支局長）

四国厚生支局の榎本でございます。恐縮ながら着座にて、閉会のごあいさつをいたします。

年金の記録訂正にあたっては、内容を的確に把握し、迅速な調査を行った上、公平かつ公正な訂正決定等を行うことが重要と考えており、被保険者、年金受給権者の皆さまの信頼を損なわないよう丁寧に対応してまいりたいと考えております。

委員の皆さまにおかれましては、今年度につきましても、さまざまな事案が出てくるとは思いますが、各部会でご審議を賜りますよう、どうぞよろしくお願い申し上げます。

簡単ではございますが、ごあいさつとさせていただきます。本日はありがとうございました。

○堀部（中国四国厚生局年金審査課長）

それでは、以上ですべて終了いたします。

広島会場、高松会場のご参集いただきました、会長、そして委員の皆さま、本当にありがとうございました。

(終了)